

◆図書館の感染防止対策（図書消毒機の導入）

多くの人が直接手に触れる図書を紫外線で消毒する機器を導入します。

●設置場所…燕図書館、吉田図書館、分水図書館

■問合せ 社会教育課 ☎ 0256・77・8366

2 経済活動の再開と利用促進を支援するための取り組み

【対策+3】オンライン営業推進支援事業補助金 〈予算額 3,000 万円〉

「新しい生活様式」に対応したビジネススタイル推進のため、市内事業者がWEB上での商品や技術紹介、オンライン商談などリモート営業を導入する際の費用の一部を補助します。また、既存の「見本市出展小間料補助金」を見直し、オンライン展示会出展も補助対象とします。

●対象期間…令和3年1月末まで

●対象者…市内中小企業者

●対象経費…リモート営業活動に必要なWEBサイト作成費用、サーバー設置初期費用、動画作成費用など

●補助率…対象経費の2/3、上限100万円

■問合せ 商工振興課 ☎ 0256・77・8232

【対策+4】市内中小企業者に対する感染予防対策施設整備補助金 〈予算額 3,000 万円〉

感染防止対策に係る費用の一部を補助します（県事業の上乗せ補助として実施）。

●対象期間…県制度の詳細が明らかになった段階で調整

●対象者…市内中小企業者（全業種）

●対象経費…飛散防止パネル、自動水栓、換気扇、消毒噴霧器など（調整中）

●補助率…県補助額を除いた対象経費の1/2、上限30万円

■問合せ 商工振興課 ☎ 0256・77・8232

◆「NO!!密」実践事業者登録事業

業種別ガイドラインに基づき、3密を回避する取り組みを実践している事業者に対してPRツールを配付するとともに、市の広報媒体などで紹介します。

●対象者…感染症予防対策施設整備補助金を活用する事業者、3密を回避する取り組みを実践している事業者

■問合せ 商工振興課 ☎ 0256・77・8232

【対策+5】燕応援フェニックスクーポン 〈予算額 8,000 万円〉

市内登録店舗で使えるクーポン券を広報つばめ8月1日号配付時に全世帯に配布予定です。

●利用期間…配布後～令和3年3月末

●利用場所…飲食店、小売店（大手スーパー、ドラッグストア、コンビニなどを除く）、理美容店、タクシーなど
※市内の「NO!!密」実践事業者として登録されている事業者に限ります。

■問合せ 商工振興課 ☎ 0256・77・8232

今回掲載したものは6月2日時点の内容で、詳細については変更する場合があります。また、今後の社会経済の状況によっては対策数を増やして取り組んでまいります。最新情報はHPをご覧ください。



特別定額給付金について 申請期限：8月19日(水)必着

※申請期限を過ぎての受付はできません。余裕をもって申請してください。

政府機関や自治体などを装った偽サイトにご注意ください！！

- ・燕市や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・燕市や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。
- ・政府機関や自治体などを装った偽サイトに注意してください。

■問合せ 企画財政課 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策班 ☎ 0256・77・6722

市ホームページ
はこちら▶



「ふるさと燕」を守ろう！ 新型コロナウイルス感染症緊急対策

フェニックス11+

第2弾 +5

ファイブ

新型コロナウイルス感染症への対策として、国の緊急経済対策に加え、総額4億円の市独自の総合対策「フェニックス11」を展開しています。この度、「新しい生活様式」の定着や、「社会・経済活動の再開」に向けた、新たな段階における市の独自対策として、総額3.8億円の5つの対策を追加実施します。

1 「新しい生活様式」に対応するための対策

【対策+1】水道料金の「基本料金」の減免 〈予算額 1億5,000万円〉

手洗いの実践など「新しい生活様式」を取り入れることによる経済的負担を軽減するため、水道料金の「基本料金」を減免し、市民生活や経済活動を支援します。

●対象期間…7月～12月検針分までの6か月間

●対象者…官公庁と臨時用（一時的に使用するもの）を除く、市内すべての使用者

●手続き…▷燕・弥彦総合事務組合水道局から給水を受けている使用者は手続き不要。

▷三条市から給水を受けている使用者（小高・八王寺）と長岡市から給水を受けている使用者（真木山・大川津興野・下中条）は、水道基本料金相当額を補助金として交付するため、手続きが必要で

す。

■問合せ 水道料金に関すること…燕・弥彦総合事務組合 水道局経営企画課 ☎ 0256・64・7400

三条市・長岡市から給水を受けている使用者…生活環境課 ☎ 0256・77・8167

【対策+2】社会生活維持サービス事業者の「新しい生活様式」対応支援 〈予算額 9,000万円〉

◆廃棄物収集運搬・公共交通運行委託業者に対する感染防止対策物品等支給事業

市民生活の維持に必要な廃棄物収集運搬委託業者や公共交通運行委託業者に対して、感染防止対策に必要な物品などを支給し、感染症対策の適切な実施と安全な業務の継続を支援します。

●実施時期…準備が整い次第開始

●支給物品…感染症対策に必要な手袋、消毒液、マスクなど（6か月分相当）

●対象者…一般廃棄物・し尿収集運搬委託業者、資源ごみ回収・分別業務委託業者

スワロー号・ヤビコ号・おでかけきららん号運行委託業者

■問合せ 生活環境課 ☎ 0256・77・8167

◆福祉施設に対する「新しい生活様式」対応物品等整備費補助事業

人との距離を保つなど、福祉施設における「新しい生活様式」に必要な物品などの整備に必要な費用を補助します。

●対象期間…12月末まで

●対象者…市内介護サービス事業所、市内障がい福祉サービス事業所を運営する法人

●対象経費…新しい生活様式に対応するために必要な衛生用品（手指用・施設用消毒液、ビニールエプロン、マスクなど）や、物品（スペース確保のためのテーブル・イス、飛沫感染防止シールド、非接触式電子体温計、テレビ電話用タブレット端末など）の購入費

●補助率…対象経費の1/2、法人が運営する事業所数に20万円を乗じた額を上限とする。

■問合せ 社会福祉課 ☎ 0256・77・8172 /長寿福祉課 ☎ 0256・77・8177

◆保育園・幼稚園・認定こども園・児童クラブ等職員の負担軽減事業

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、就労をサポートするため子どもを預かる保育園などでは、対応時間の延長のほか感染症予防対策のための消毒作業などが負担となっています。そのため、消毒などの感染症対策の体制を充実し、現場の負担軽減を図ります。

(1)私立の保育園、認定こども園、児童クラブ

●実施内容…感染予防対策に係る人員配置などの経費の補助

●対象期間…令和3年3月末まで

●補助率…対象経費の10/10（上限…保育園・認定こども園：120万円、児童クラブ：80万円）

(2)公立の保育園、幼稚園、認定こども園、児童クラブ、なかまの会

●実施内容…令和2年度末までサポート職員を増員

■問合せ 保育園・幼稚園・認定こども園について…子育て支援課 保育・幼児教育係 ☎ 0256・77・8222

児童クラブ・なかまの会について…子育て支援課 総務企画係 ☎ 0256・77・8225